

オーストリア

意匠法

BGBI.No.497/1990

2003年改正(BGBI.I No.81)

目次

I 総則

第1条 意匠保護の対象

第2条 新規性及び独自性

第2a条

第2b条 技術的機能によって限定される意匠及び構成部品の意匠

第3条

第4条

第4a条 意匠権についての制限

第5条

第5a条 権利の消尽

第6条 保護期間

第7条 意匠保護を受ける権利

第8条 意匠創作者としての名称表示

第9条 複数の意匠所有者間の関係

第10条 移転

II 出願手続及び意匠登録簿

第11条 出願

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条 法律の遵守に関する審査

第17条 意匠の公告

第18条 登録

第19条 優先権

第20条

第20a条

第21条 意匠登録簿への登録事項

第22条

III 無効宣言及び権原不存在の宣言

第23条 無効宣言

第24条 [削除]

第25条 権原不存在の宣言及び意匠の移転

IV 権限及び手続

第26条 通則

第27条 審査担当官

- 第 28 条 審判請求
- 第 29 条 無効部及び特許商標最高審判所に対する手続
- 第 30 条
- 第 31 条 ファイルの閲覧
- 第 32 条 代理人
- 第 33 条 オーストリア意匠公報
- V 意匠権侵害及び確認申請
- 第 34 条 意匠権侵害
- 第 35 条
- 第 36 条
- 第 37 条
- 第 38 条
- 第 39 条 確認申請
- VI 手数料
- 第 40 条 出願するときに納付する手数料
- 第 41 条 更新手数料
- 第 42 条 手続手数料
- 第 43 条 特別手数料
- 第 44 条 手数料の納付
- VII 共同体意匠
- 第 44a 条
- 第 44b 条
- VIII 最終規定及び経過規定
- 第 45 条
- 第 46 条
- 第 46a 条
- 第 47 条
- 第 48 条

Ⅰ 総則

第1条 意匠保護の対象

(1) 新規であり，独自性を有しており(第2条，第2a条)，かつ，第2b条の規定にも，公共の秩序又は善良の風俗にも反していない意匠については，本連邦法(以下「本法」と略記することがある。)に基づく意匠保護を受けることができる。二重保護の禁止(第3条)に該当する意匠は保護しない。

(2) 本法に定義される意匠は，製品の全体又は一部の外観であって，特に，製品自体に係わる線，輪郭，色彩，形状，表面構造及び/又は素材の特徴及び/又はその装飾の特徴から生じるものを意味する。

(3) (2)に定義される製品は，工業又は手工芸の何れかによる物品であり，特に複合製品に組み込まれる部品，包装，装飾，図示表象及び印刷字体を含むものとする。コンピュータ・プログラムは製品と認めない。

(4) (3)に定義される複合製品は，当該製品の分解及び再組立を可能にする交換可能な複数の構成要素からなる製品とする。

(5) 共同体意匠に関する理事会規則(EC)第6/2002号，2002年1月5日，ABI.(官報)L3から5まで，S.1，に基づいて付与された意匠権については，意匠に関する共同体の規則に別段の定めがない限り，本法に基づく意匠権も付与するものとする。それ以外には，第VII章の規定を準用する。

第2条 新規性及び独自性

(1) 意匠は，その意匠に係わる登録出願日前，又は優先権が主張されている場合は，優先日前に，それと同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は，新規であるとみなす。意匠は，その特徴が本質的でない細部のみにおいて異なっているときは，同一であるとみなす。

(2) 意匠は，それに通じている者に与える全体的印象が，その意匠登録の出願日前，又は優先権が主張されている場合は，その意匠に係わる優先日前に，公衆の利用に供されていた他の意匠が与える全体的印象と識別されるときは，独自性を有しているものとする。

(3) 独自性について判断するときは，該当する意匠の開発における創作者の創作自由度を考慮するものとする。

(4) 複合製品の構成部品である製品に使用されるか又は当該製品に組み込まれる意匠は，複合製品に組み込まれる構成部品をその正常使用時に引き続き見ることができる場合で，かつ，構成部品の目に見える特徴自体が新規性及び独自性を有する場合に限り，新規性及び独自性を有するものとする。

(5) (4)に定義される正常使用は，最終使用者による使用であって，保守，点検及び修理を除いた使用を意味する。

第2a条

(1) 第2条に定義される意匠は，登録その他の方法によって公表され，展示され，市場において使用されていたか，又はそれ以外の方法で開示されていた場合は，公衆の利用に供されていたとみなす。ただし，前記の事象が，その意匠の登録出願日前，又は優先権が主張されているときは，その意匠の優先日前に，欧州経済地域において活動するその分野の熟練者にとって，通常の業務過程において知り得なかったものである場合を除く。なお，第三者への

開示が明示的又は黙示的な守秘義務条件の下で行われていたときは、その意匠は公衆の利用に供されていたとはみなさない。

(2) 第2条の規定の適用上、意匠が出願日前、又は優先権が主張されているときは、優先日前12月以内に公衆の利用に供され、それが次に掲げる事由によるものであったときは、それを開示とみなさない。

1. 創作者若しくはその承継人の行為、又は創作者若しくはその承継人による情報若しくは行為の結果としての第三者による行為
2. 創作者又はその承継人に対する濫用行為の結果

第2b条 技術的機能によって限定される意匠及び構成部品の意匠

(1) 意匠権は、専ら技術的機能によって限定される製品外観の特徴については、成立しない。

(2) 意匠権は、製品外観の特徴であって、意匠が採用されているか又は使用されている製品を、機械的に別の製品と組立若しくは結合し、又は別の製品の中、上若しくは周囲に設置し、どちらの製品もその機能を発揮できるようにするため、必ず正確な形状及び正確な寸法で複製しなければならないものについては、成立しない。

(3) (2)の規定に拘らず、モジュール方式の範囲内で互換可能な部品を組立又は結合する目的に資する意匠については、第2条の規定に基づく意匠権が成立するものとする。

第3条

意匠は、その出願日後、又は優先権を主張しているときは、優先日後に公衆の利用に供された意匠であって、上記の日前から共同体登録意匠若しくは共同体意匠としての出願又は本法に基づく登録意匠又は当該権利についての出願によって保護されているものと抵触するときは、意匠保護を受けることができない。

第4条

(1) 意匠登録はその所有者に対し、その意匠を実施し、かつ、第三者が所有者の承諾を得ることなく実施することを禁止する排他的権利を保証する。前記の実施には、特に、当該意匠を利用し又は使用した製品に係わる生産、販売の申出、輸入、輸出若しくは使用、又は前記の目的での当該製品の保有を含める。

(2) 意匠権から生じる保護の範囲は、知識を有する使用者に別の意匠の全体的印象を想起させないような全ての意匠に及ぶものとする。

(3) 保護範囲を判断するときは、創作者がその意匠開発において有していた創作自由度を考慮するものとする。

(4) 登録意匠は、法規定の遵守義務を免除するものではない。

第4a条 意匠権についての制限

(1) 登録意匠による権利は、次に掲げるものに対してはその効力が及ばない。

1. 私的な領域で、業としてではなく行われる行為
2. 研究のための行為
3. 引用目的での又は教授目的での複製。ただし、当該行為が善良な取引慣行に合致しており、意匠の正常な使用を過度に妨害することなく、かつ、出所が示されることを条件とする。

(2) 登録意匠による権利は、特に、次に掲げるものについてはその効力が及ばない。

1. 他国を通過して一時的にオーストリアに入ることを許可された船舶及び航空機の機器
2. 前記輸送機械をオーストリアにおいて修理するために、交換部品及び付属部品を輸入すること
3. 前記輸送機械の修理の実施

第5条

(1) 意匠保護の効力は、その意匠のオーストリアにおける優先日前に、登録意匠による保護の範囲内にある意匠を善意で既に実施していたか又は必要な準備をしていた者(先使用者)には及ばないものとする。

(2) 先使用者は、その実施に係わる製品について、自己の事業の必要のために、自己又は他人の工場においてその実施を継続することができる。

(3) 当該権利は、その事業と共にする場合に限り、相続又は移転することができる。

(4) 先使用者は意匠の所有者に対し、当該権利についての承認書を与えるよう要求することができる。先使用者が請求したときは、承認された当該権利を登録簿に登録する。

(5) 承認が拒絶された場合において、請求があったときは、特許庁が決定を行い、必要なときは、当該権利を登録簿に登録するよう命じるものとする。

第5a条 権利の消尽

登録意匠から生じる権利は、意匠権による保護範囲内にある意匠が挿入されるか使用されている製品が、意匠所有者により又はその承認を得て欧州経済地域の市場に出されている場合は、その製品に係わる行為には及ばない。

第6条 保護期間

意匠保護は、意匠の登録日に始まるものとする。保護期間は、出願日から5年間とする。意匠所有者は、期限内に更新手数料を納付することにより、保護期間を5年単位で4回、合計25年まで延長することができる。更新手数料の納付に関しては、所有者の指示に従って、出願日を含む月に相当する月の末日を保護期間の終了とみなす。

第7条 意匠保護を受ける権利

(1) 意匠保護を受ける権利は、原則として意匠創作者又はその権原の承継人に属する。

(2) ただし、従業者の意匠が、当該従業者が雇用されている企業の業務範囲内にあり、その意匠をもたらした活動が当該従業者の職務に属している場合、又はその意匠が雇用関係ではなく、委託に基づいて創作された場合は、別段の定めがない限り、意匠保護を受ける権利は使用者若しくは委託者又はその権原の承継人に属する。

第8条 意匠創作者としての名称表示

(1) 意匠創作者は、第17条の規定による公告に基づいて意匠登録簿に、及び特許庁が交付する優先権書類に、創作者としての名称表示を受ける権利を有する。

(2) 当該権利は、譲渡することも相続することもできない。当該権利の放棄は、法的効果を有さない。

(3) 創作者として名称表示を受けるための請求は、意匠創作者、出願人又は意匠所有者が行うことができる。2名以上の者が権利を有しており、かつ、権利者全員が連帯して請求をしない場合は、残余の権利者の同意を証明しなければならない。既に創作者として名称表示を受けている者に追加して、又は当該の者の代わりに、他の者が名称表示を受けるときは、それまで創作者として名称表示されていた者が同意していることを証明しなければならない。

(4) 出願人、意匠所有者、又は創作者として既に名称の表示を受けている者が同意を拒んだ場合において、請求があったときは、特許庁は、創作者として名称表示を受ける権利について決定しなければならない。請求を認める確定決定が行われたときは、創作者は、(1)の規定に基づいて名称表示を受けるものとする。

第9条 複数の意匠所有者間の関係

1の意匠に関する複数の意匠所有者間の法律上の関係は、民法に準拠する。保護意匠を実施することを第三者に許諾する権利は、不確かな場合は、意匠所有者が連帯してのみに属するものとする。ただし、個々の意匠所有者は、意匠権侵害者に対して訴訟を提起する権利を有する。

第10条 移転

(1) 意匠出願から生じる権利及び意匠権は、商品一覧中の全製品又は単一の製品について、全体として又は観念上の持分において移転することができる。

(2) 当該権利が国に帰属することはない(連邦一般法(ABGB)第760条)。

II 出願手続及び意匠登録簿

第 11 条 出願

意匠保護を求める出願は、特許庁に対し書面をもってしなければならない。出願日は、出願書類が特許庁に提出された日とする。

第 12 条

(1) 出願するときは、意匠をその表示又は見本を提出することによって開示しなければならない。意匠の見本を提出するときは、意匠の見本をできるだけ明瞭に再現した表示も、公告(第 17 条)及び登録(第 18 条(1)4.)用として提出しなければならないものとするが、その表示は開示としては考慮しないものとする。

(2) 意匠の解説をするために説明書を提出することができる。

(3) 意匠の使用予定対象である製品は、工業意匠の国際分類に関するロカルノ協定、BGBl.(連邦法律公報)No.496/1990、のクラス及びサブクラスの分類に従って記載しなければならない(商品一覧)。

第 13 条

同一クラスに属する意匠は、複合出願の形に集約することができる。複合出願における意匠の数は 50 以下とする。なお、第 14 条の規定による方法は、複合出願に含まれている全ての意匠について共通して行う場合に限り使用することができる。

第 14 条

意匠の見本及び表示並びに説明書は、封入せず、又は封緘した封筒(秘密意匠)に入れて提出することができる。開封するための事由は次の通りとする。

1. 意匠出願人からの請求があったこと
2. 第三者から請求があったこと。ただし、当該第三者が、意匠所有者が当該の者に対して意匠権を行使していることを証明することを条件とする。
3. 意匠の優先日から 18 月が経過した時点での職権の行使

第 15 条

説明書及び商品一覧に係わる要件の明細、その提出部数、並びに意匠に関して提出する表示及び見本の数、性質及び寸法は、出願手続、意匠の印刷及び公告に係わる必要性を考慮して、特許庁長官命令によって定める。

第 16 条 法律の遵守に関する審査

(1) 特許庁は個々の出願について、封入せずに提出された意匠の場合は出願時に、また、封緘して提出された意匠の場合であって、出願時に行うことができないときは開封後に(第 14 条)、それが法律を遵守しているか否かを審査する。ただし、出願手続には、第 2 条及び第 3 条の要件が存在しているか否かの審査を含めないものとし、また、その手続においては、出願人が意匠保護を受ける権利(第 7 条)を有しているか否かを確認しないものとする。

(2) 審査の結果、意匠の登録に異論が生じた場合は、出願人に対し相当の期間を指定して、意見書を提出するよう求めるものとする。指定期間内に意見書が提出された後、又は、指定

期間が終了した後，登録を承認することができないことが確定したときは，その意匠出願は拒絶される。

(3) 意匠の登録について異論がないときは，その意匠の公告(第 17 条)及び登録(第 18 条)を命じるものとする。

第 17 条 意匠の公告

意匠は，その登録の日に，オーストリア意匠公報(第 33 条)に公告する。意匠公告の範囲及び内容は，特許庁長官が，公衆の情報に対する需要を考慮に入れ，命令をもって定める。

第 18 条 登録

(1) 登録するときは，特許庁が管理する意匠登録簿に次の事項を記載する。

1. 登録番号
2. 出願日，及び該当する場合は，主張されている優先日
3. 保護期間の開始日(第 6 条)
4. 意匠の表示
5. 該当する場合は，意匠に係わる見本又は説明書も提出されている旨の情報
6. 意匠の使用対象である製品(商品一覧)
7. 意匠所有者及び代理人が選任されている場合は代理人の名称及び住所(登記されている事務所)
8. 該当する場合は，創作者として名称表示されている者(第 8 条)

(2) 意匠所有者に対し，(1)の規定による登録簿上の記載事項に関し，庁の確認書(意匠登録証)を交付する。

(3) 何人も意匠登録簿を閲覧することができる。請求を受けたときは，登録簿の認証抄本を交付する。

第 19 条 優先権

出願人は，正規に出願をした日をもって，優先権を取得するものとする。

第 20 条

(1) 国際条約又は第 20a 条の規定によって認められる優先権は，明示して主張しなければならない。優先権主張の基礎とする出願に係わる出願日及び出願国を記載しなければならない(優先権の申立)。更に，その出願の出願番号も届け出なければならない。

(2) 優先権申立書は，出願をしてから 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。当該期間においては，主張した優先権を訂正することができる。訂正するためには，出願手数料(第 40 条(1)1.)の半額に相当する手数料を納付しなければならない。

(3) 意匠権の維持が優先権主張の正当性に依存している場合は，その優先権を証明しなければならない。特許庁及び特許商標最高審判所に対する手続において当該証明をするために必要な書類(優先権書類)及びその提出時期は命令をもって定める。

(4) 優先権の申立を期限内に行わず，優先権書類を期限内に提出せず，又は庁の求めを受けた後，優先権主張の基礎とする出願の出願番号をその期限内に届け出なかったときは，優先権はオーストリアにおける出願日によって決定する。

第 20a 条

優先権の承認に関する国際条約の有効範囲に含まれていない出願当局に対して出願した先の意匠登録の出願日から 6 月の期間内においては，出願人は，オーストリアにおける後の意匠出願に関し，同一意匠についての先の意匠出願の優先権を認められる。ただし，これについては，連邦運輸革新及び技術大臣が行う公告によって，前記の出願当局との間に，相応の相互主義が確認されていることを条件とする。当該優先権の要件及び効果は，産業財産の保護に関するパリ条約，BGBl.No.399/1973，第 4 条の規定によるものに対応するものとする。

第 21 条 意匠登録簿への登録事項

意匠登録簿には，第 18 条(1)に定めた事項に加え，意匠保護の終了，意匠権に関する無効宣言，移転，意匠権に関する質権その他の対物的権利，ライセンス，先使用者の権利，権利の回復，確認申請についての決定，紛争についての注記及び第 36 条の規定に従って通知される判決に関する言及を登録する。

第 22 条

- (1) 意匠権に関する対物的権利，及び移転(第 10 条)が行われた場合の意匠権それ自体は，意匠登録簿への登録によって取得されるものとする。
- (2) 登録請求書には，登録の基礎となる書類の原本又は正規に認証された謄本を添付しなければならない。書類が公的なものでない場合は，その書類には，権利執行人の正規に証明された署名が付されていなければならない。
- (3) 意匠権に関する紛争は，請求があったときは，意匠登録簿に登録する(紛争に関する注記)。
- (4) 前記の他に，1970 年特許法，BGBl.No.259，第 43 条(2)，(3)，(4)，(5)及び(7)(登録簿への登録)，第 44 条(債務)及び第 45 条(2)(紛争に関する注記)の規定を準用する。
- (5) 前記(2)及び 1970 年特許法第 43 条(5)及び(7)の規定を，意匠出願から生じる権利の移転に準用する。

III 無効宣言及び権原不存在の宣言

第23条 無効宣言

(1) 次に該当する場合は、意匠権の無効を宣言する。

1. 意匠が、第1条(2)に定義した意匠でないこと、又は
2. 意匠が、第1条(1)第1文の規定による保護要件を満たしていないこと、又は
3. 意匠が、二重保護禁止の規定(第3条)に該当していること、又は
4. 意匠権の所有者が、意匠保護を求める請求権(第7条)を有していないこと

(2) (1)3.の規定による無効理由は、抵触する権利の所有者に限り主張することができる。

(3) (1)4.の規定による無効理由は、意匠に関する請求権を有する者のみが主張することができる。

(4) (1)の規定による無効理由が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは、商品一覧を相応に減縮するものとする。

(5) (1)2.の規定による無効理由が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは、意匠の同一性が保持されることを条件として、意匠について一部無効の宣言をすることができる。意匠権についての一部無効の宣言及び維持は、意匠所有者が補正した書類を提出することを条件とすることができ、任意の減縮(権利の一部放棄)を含めることができる。

(6) 無効についての確定宣言は、意匠出願日までの遡及効果を有する。(1)3.の規定に該当する意匠権が無効宣言を受けたときは、1970年特許法第48条(3)第2文の規定を準用する。

(7) 意匠権は、その満了後又は放棄後においても、無効を宣言することができる。

第24条 [削除]

第25条 権原不存在の宣言及び意匠の移転

(1) 意匠権を主張する者は何人も、第23条(1)の規定に基づく無効宣言の代わりに、意匠権をその所有者から剥奪し、当該の者に移転させるよう請求することができる。意匠権所有者は、決定が確定するまでは、前記の者の同意を得た場合に限り、意匠権を放棄することができる。

(2) 権原不存在の理由((1))が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは、意匠権は一部のみを終了又は移転させるものとする。

(3) 善意の意匠所有者に対する請求権は、意匠登録簿への登録の日から3年が経過したとき、時効が成立するものとする。1970年特許法第49条(4)及び(7)の規定を準用する。

IV 権限及び手続

第 26 条 通則

(1) 本法に別段の定めがあるときを除き，特許庁は，意匠保護に関する事項について決定その他の行為をする責務を有する。特許庁内部においては，当該責務は，長官，審判部又は無効部の責務に属するものを除き，これらの事項を委任されている法律部に属する構成員であって，業務分掌に従って管轄する者に属する。

(2) 1970 年特許法第 52 条から第 56 条まで，第 57 条(2)，第 57b 条，第 58 条，第 58a 条，第 60 条，第 61 条，第 64 条，第 66 条から第 69 条まで，第 76 条(1)，(4)及び(5)，第 79 条，第 82 条から第 86 条まで及び第 126 条から第 137 条まで並びに第 172a 条(1)の規定を準用する。

第 27 条 審査担当官

(1) 特許庁の構成員でない職員にも，法律部に属する業務のうち一定の範囲内にあるものを処理する権限を，特許庁長官の命令によって付与することができる。ただし，当該授権は，業務の単純性を考慮すれば適切であり，かつ，授権される職員(審査担当官)に対する研修の結果として，規定通りの処理が保証される場合に限定する。審査担当官は，法律部の管轄構成員の指示に従うものとする。構成員はいつでも，その業務を自己のために留保すること，又は既に処理進行中の業務を引き継ぐことができる。

(2) 1970 年特許法第 76 条(1)，(4)及び(5)の規定を審査担当官に対して準用する。

(3) 審査担当官による決定に対しては，法律部の管轄する構成員による決定に対すると同じく同様に審判請求することができる。管轄する構成員は自ら，その審判請求を許可することができる。審判請求を許可することができない，又はその一部のみを許可できると判断されるときは，審判請求は審判部に対して行わなければならない。

第 28 条 審判請求

(1) 法律部の決定に対しては，審判請求をすることができる。審判請求書には，審判請求の申立を記載しなければならない。審判請求書は，決定から 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。また，その理由書を遅くとも前記期間の満了後 1 月以内に提出しなければならない。

(2) 所定期間内に行われた審判請求は停止効果を有する。所定期間の後に行われた審判請求は，法律部が拒絶する。許可することのできない審判請求及び法定要件を満たしていない審判請求は，法律部が更に手続を進めることなく却下する。ただし，様式上の欠陥を理由とする審判請求の却下は，審判請求人が求められた欠陥の修正を行わなかった場合に限り，行うことができる。

(3) 審判部は，3 名の構成員からなる合議体によって協議し，かつ，決定するものとし，構成員の内訳は法律職の議長，並びに法律職構成員及び技術職構成員各 1 名とする。

(4) 審判部の決定に対しては，正規の上訴は認められない。ただし，担当官(rapporteur)による予備的決定及び中間決定に対しては，審判部自体にその見直しを請求することができる。

(5) 前記以外には，1970 年特許法第 71 条(2)及び(4)，第 72 条及び第 73 条の規定を準用する。

第 29 条 無効部及び特許商標最高審判所に対する手続

(1) 先使用者権の承認(第 5 条(5))、創作者としての名称表示(第 8 条(4))、無効宣言(第 23 条)、権原不存在の宣言及び移転(第 25 条)及び確認申請(第 39 条)については、無効部が法律職構成員を通じて決定する。

(2) 無効部は、(1)に掲げた申請及び主張を、1970 年特許法第 112 条(2)から第 114a 条まで、第 115 条(2)、第 116 条(2)から(5)まで、第 117 条から第 120 条まで及び第 122 条から第 125 条までの規定を準用して審理する。口頭審理は、管轄する構成員が必要と認めるとき又は当事者の 1 からの請求があったときに限り、行うものとする。

(3) 意匠所有者が、意匠についての全面的無効宣言を求める申請に対する答弁書を、1970 年特許法第 115 条(2)に関連する前記(2)の規定に基づいて当該所有者に指定された期間内に提出しなかったときは、無効部はその意匠の無効を宣言する。

第 30 条

(1) 無効部の確定決定に対しては、特許商標最高審判所に上訴することができる。上訴状は、決定書の送達から 2 月以内に、特許庁に提出しなければならない。上訴状には、理由を付した上訴の申立を記載しなければならない。

(2) 指定期間内に行われた上訴は停止効果を有する。指定期間後に行われた上訴又は理由を付した申立を記載していない上訴若しくは無効部によって指定された期間内に訂正されなかった上訴は、無効部が却下する。

(3) 特許商標最高審判所は、その所長、又は所長が出席できないときは、副所長を議長とする合議体によって審理し、決定する。合議体は、議長、法律職構成員及び技術職構成員の 3 名によって構成する。議長は、合議体を少なくとも 1 名の裁判官を含む形で編成しなければならない。法律職構成員を担当官とする。必要な場合は、技術職担当官を共同担当官に任命することができる。

(4) 無効部の予備決定及び中間決定は独立した不服申立の対象とすることができないが、無効部自体にその見直しを請求することができる。前記の決定については、それが最終決定に影響を与えた場合に限り、特許商標最高審判所に上訴することができる。

(5) 前記の規定の他に、1970 年特許法第 74 条、第 75 条(2)、第 138 条(4)、第 139 条(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第 140 条から第 145 条までの規定を準用する。

第 31 条 ファイルの閲覧

(1) 手続の当事者は、その手続に係わるファイルを検閲する権利を有する。

(2) 何人も、公告された意匠(第 17 条)に係わるファイルを検閲することができる。

(3) 第三者は、出願人の同意を得た場合に限り、未公告意匠に係わるファイルを検閲することができる。当該同意は、出願人が意匠出願による権利を行使している相手方の場合は、必要としない。

(4) ファイル閲覧の権利は、ファイルの写しを作成する権利を含むものとする。請求があったときは、特許庁はその写しを認証する。

(5) 何人も次に掲げる事項に関して、情報及び特許庁の確認を得ることができる。出願日、出願人、及び該当する場合はその代理人、出願が秘密意匠として行われているか否か、出願に割り当てられた通し番号、主張されている優先権、優先権主張の基礎とされている出願の

通し番号，意匠の使用対象である製品(商品一覧)，創作者として名称が表示されている者，該当する場合は，出願が係属中であるか否か，及び出願に基づく権利が移転しているか否か，及びその移転先。

(6) 審理記録及びファイルのうち内部業務のみに係わるものは，閲覧に供さない。

第 32 条 代理人

(1) 意匠に関する事項について，特許庁又は特許商標最高審判所に対して代理人として行動する者は，オーストリアに住所を有していなければならない。ただし，弁護士，特許弁護士及び公証人に対しては，その職業に関する法律及び規則を適用する。代理人は委任状の正本又は認証謄本を提出することにより，その授權を証明しなければならない。複数の者が授權されている場合，各人が単独で代理人として行動することができる。

(2) 弁護士，特許弁護士又は公証人が代理人として行動する場合は，それらの者に対する委任に言及することにより，委任状に代えることができる。ただし，意匠の移転に係わる委任については，全ての場合において，正規に認証された委任状を提出しなければならない。

(3) 代理人が，委任状なしに又は(2)の場合において，自己に対する委任に言及することなしに行動した場合は，代理人が行った手続行為は，指定された期間内に正規の委任状を提出するか又は自らに対する委任に言及する場合に限り，有効とする。

(4) オーストリアに住所も営業所も有していない者は，(1)の要件を満たす代理人を有する場合に限り，本法に基づく権利を特許庁に対して主張することができる。特許庁の審判部及び無効部並びに特許商標最高審判所に対しては，前記の者は，弁護士，特許弁護士又は公証人によって代理されている場合に限り，その権利を主張することができる。住所又は営業所が欧州経済地域にある場合は，オーストリアに居住する送達代理人を任命することによって，本法から生じる権利を行使することができる。

(5) 弁護士，特許弁護士又は公証人が特許庁に対して代理人として行動するよう授權された場合は，その授權は当該の者に，本法から生じる全ての権利を特許庁及び特許商標最高審判所に対して行使する権限を当然の権利として付与する。特に代理人は，意匠出願をし，出願を取り下げ，登録意匠を放棄し，無効部が処理する申請又は審判請求を提出し又は取り下げ，和解を協定し，全ての種類の書類送達を受領し，特許庁の手数料並びに相手方が支払う手続及び代理に係わる費用を受領し，並びに復代理人を選任することができる。

(6) (5)の規定に基づく委任は，特定の権利又は特定の手続に限定することができる。ただし，その委任は本人の死亡により又は法的能力の変更の結果としては消滅しないものとする。

(7) 弁護士，特許弁護士又は公証人でない代理人が，登録意匠の全部又は一部を放棄する権限も付与される場合は，当該代理人はその旨を明示して授權されていなければならない。

第 33 条 オーストリア意匠公報

特許庁は，意匠についての定期的公報を発行し，それには特に，第 17 条の規定による公告，意匠保護の満了，部分的権利放棄，意匠所有者である企業及び個人の名称の変更に関する公告，並びに 1970 年特許法第 128 条及び第 133 条(3)を準用する本法第 26 条(2)の規定に従って行う公告を掲載する。

V 意匠権侵害及び確認申請

第 34 条 意匠権侵害

自己の意匠権を侵害された者は何人も，差止，除去，判決の公告，相当の補償，損害賠償，利益の引渡及び計算書の提出を求める申請をすることができる。意匠権侵害の虞があると考えられる理由を有する者も，差止を求める申請をすることができる。1970 年特許法第 147 条から第 154 条までの規定を準用する。

第 35 条

- (1) 意匠権を侵害した者は，裁判所により日割罰金額の 360 倍以下の罰金刑が科せられる。
- (2) 企業の所有者又は経営者であって，その従業者又は代理が企業の業務遂行の過程において意匠権を侵害するのを防止しなかった者に対しても，前項と同じ罰金刑が科せられる。企業所有者が法人である場合は，当該規定を不作為の罪を犯した企業体に適用する。企業体に科せられた罰金については，企業は有罪判決を受けた者と連帯し，かつ，同等に責任を負うものとする。
- (3) 訴追は，被侵害者の請求があった場合に限り行う。
- (4) 刑事手続については，1970 年特許法第 148 条，第 149 条及び第 160 条の規定を準用する。

第 36 条

第 1 審裁判所は，意匠権の効力又は有効性について下した判決の全てについて，判決が確定したものであることを確認する写しを，該当意匠のファイルに添付させるために，特許庁に送付するものとする。当該判決については，意匠登録簿(第 21 条)に注記する。

第 37 条

製品について，それが意匠保護を受けているとの印象を与える表示をした者は，請求を受けたときは，何人に対してもその表示の根拠とする意匠権に関する情報を提供しなければならない。

第 38 条

- (1) 本法に基づく訴訟及び差止命令については，ウィーン商事裁判所が専属管轄権を有するものとする。
- (2) 本法に基づく刑事事件に関する裁判権は，ウィーン地方商事事件裁判所に属する。

第 39 条 確認申請

- (1) 業として製品を製造し，流通させ，販売の申出をし若しくは使用し，又は当該行為を実行しようとする者は，特許庁に対し，意匠所有者又は排他的実施権者を相手として，その製品は，全体においても，一部においても，当該意匠権によって保護されていない旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。
- (2) 保護を受けている意匠の所有者又は排他的実施権者は，特許庁に対し，業として製品を製造し，流通させ，販売の申出をし若しくは使用し，又は当該行為を実行しようとする者を相手として，その製品はの全体又は一部が当該意匠権によって保護されている旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。

(3) (1)及び(2)の規定に基づく申請は、申請の相手方が、当該確認申請が提出される前に提起された、同一の意匠権及び同一の製品に関する侵害訴訟が裁判所に今なお係属していること又は最終的に終結していることを証明したときは、却下される。

(4) 申請は、1の意匠権のみを対象とすることができる。申請書には、製品の表示4部を添付しなければならない。また1部を最終決定書に添付する。

(5) 申請の相手方の行為が申請をする原因になっておらず、かつ、相手方が指定された答弁期間内にその主張を認めたときは、手続費用は、申請人の負担とする。

VI 手数料

第 40 条 出願するときに納付する手数料

(1) 出願をするときは、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

1. 出願手数料

(a) 単一出願の場合 43 ユーロ

(b) 複合出願(第 13 条)の場合 54 ユーロ。出願に含まれる 11 番目以降の各意匠について 5 ユーロを追加する。

2. 秘密出願(第 14 条)についての割増：納付すべき出願手数料の 50%

3. 単一出願に対するクラス手数料、各クラスにつき 10 ユーロ

4. 立体意匠の保管手数料、意匠見本 1 件につき 36 ユーロ

5. 印刷費用分担金、金額は命令によって定める(第 43 条(1))

(2) (1)5.の規定による印刷費用分担金は、出願が公告(第 17 条)されることにならなかったときは返還する。

第 41 条 更新手数料

(1) 更新手数料は、単一意匠の場合、保護期間の第 1 回目の延長に対して 65 ユーロ、その後の延長ごとに 87 ユーロとし、複合出願に含まれている意匠の場合、意匠 1 件につき、保護期間の第 1 回目の延長に対して 21 ユーロ、その後の延長ごとに 29 ユーロとする。当該手数料は保護期間の終了前 1 年から保護期間の終了後 6 月までの間に納付することができる。保護期間終了後の個々の納付については、更新手数料の 20%に相当する割増手数料を納付しなければならない。

(2) 更新手数料は、その意匠に利害関係を有する何人も納付することができる。

第 42 条 手続手数料

(1) 手続手数料は次の通りとする。

1. 審判請求(第 28 条) 58 ユーロ

2. 無効部によって処理される申請(第 29 条)、1 件につき 188 ユーロ

3. 上訴(第 30 条) 290 ユーロ

4. (a) 次に掲げる事項についての請求：先使用者権(第 5 条(4))の登録、生存者間での移転(第 10 条)、ライセンスの登録(第 22 条(4))若しくはライセンスの移転又は第 22 条(1)に定めたその他の事項の意匠登録簿への登録 50 ユーロ

(b) 紛争の注記に関する登録請求(第 22 条(3)) 21 ユーロ

(2) (1)の規定に基づく手数料は、申請(請求)、審判請求又は上訴の対象である出願意匠又は保護意匠の 1 件ごとに納付しなければならない。

(3) (1)1.及び 3.の規定に基づく手数料は、審判請求又は上訴が基本的に成功し、かつ、その手続が相手方当事者なしで行われた場合は、返還される。(1)2.及び 3.に規定した手数料は、申請若しくは上訴が却下されるか、又はその手続が聴聞を行うことなく終了したときは、その半額が返還される。(1)4.に規定した手数料は、決定が行われる前に申請を取り下げた場合は、その半額が返還される。

第 43 条 特別手数料

(1) 印刷費用分担金，並びに公告，登録簿抄本，意匠登録証，優先権書類及び庁の証明に係わる特別手数料は，命令をもって定めることができる。個別手数料の額は 79 ユーロを超えないものとし，それを決定するときは，必要とする人件費及び物品費を考慮するものとする。頁数又は葉数によって定まる手数料については，1970 年特許法第 166 条(10)の規定を準用する。

(2) 公告の請求，及び承認された場合に本法に基づく公告がされることになっている申請は，それに係わる手数料又は印刷費用分担金を期限内に納付しなかったときは，却下される。

第 44 条 手数料の納付

(1) 本法に基づく手数料は，特許庁に納付しなければならない。

(2) 当該手数料の納付方法及びその納付の証明方法は，命令をもって定めるものとし，その命令においては特に，どのような時に納付が適時に行われたとみなすかを定めるものとする。当該命令を発出するときは，現金による納付以外の利用可能な納付方式，及び特許庁による単純で費用を節約できる確認方法の必要性についても考慮するものとする。

VII 共同体意匠

第 44a 条

共同体意匠の出願書類は、規則(EC)第 6/2002 号、第 35 条 1.(b)の規定に従い、特許庁に提出することができる。特許庁は当該書類に受領日を付し、当該書類を審査することなく、前記規則第 35 条 2.に規定されている 2 週間の期間内に、アリカンテにある欧州共同体商標意匠庁(域内市場における調和のための官庁)(商標、意匠及び実用新案)に送付するものとする。

第 44b 条

(1) 規則(EC)第 6/2002 号第 80 条(1)によって定義されている第 1 審の共同体意匠裁判所は、ウィーン商事裁判所である。共同体意匠裁判所が管轄する訴訟における法律問題については、差止命令もまた、ウィーン商事裁判所の専属管轄に属する。

(2) 共同体意匠に関する刑事事件は、ウィーン刑事地方裁判所の管轄に属する。

VIII 最終規定及び経過規定

第 45 条

本法において引用している連邦法の規定は，現在有効な条文での規定を適用する。

第 46 条

(1) 本法は 1991 年 1 月 1 日から施行する。

(2) 本法の個々の改正法に基づく命令は，改正法施行に関する公示の翌日にも発出することができる。ただし，その命令は，改正法を施行する前には，施行しない。

(3) 本法の発効により，次に掲げるものは失効する。

1. 1970 年意匠法，BGBl.No.261

2. 意匠の寄託についての一定の要件に関する 1959 年 11 月 11 日の連邦通商再建大臣命令，BGBl.No.255

3. 意匠寄託事務所の設立及び優先権の証明に関する 1969 年 11 月 11 日の連邦商工大臣命令（意匠命令），BGBl.No.387

(4) (3)の規定に基づいて廃止される命令を，1991 年 1 月 1 日前に寄託された意匠に引き続き適用する。

(5) 改正法，BGBl.I No.143/2001，の中の第 40 条(1)，第 41 条(1)，第 42 条(1)及び第 43 条(1)は，2002 年 1 月 1 日から施行する。

(6) 改正法，BGBl.I No.81/2003，の中の第 1 条，第 2 条の見出し，第 2 条及び第 2a 条，第 2b 条の見出し，第 2b 条，第 3 条，第 4 条，第 4a 条の見出し，第 4a 条，第 5 条(1)，第 5a 条の見出し，第 5a 条，第 6 条，第 11 条の見出し，第 11 条，第 12 条，第 16 条(1)，第 17 条，第 20 条(1)及び(2)，第 20a 条，第 21 条，第 23 条の見出し，第 23 条，第 25 条の見出し，第 25 条(1)，第 26 条(2)，第 29 条，第 31 条(2)及び(3)，第 32 条(1)，(4)，(5)及び(7)，第 41 条(2)，第 VII 章，第 VIII 章の見出し，第 46a 条，第 48 条は，前記改正法についての公示の翌日の初めから施行する。同時に，第 12 条の見出し，第 24 条，並びに，見出しを含め，第 44 条(3)は失効する。

(7) 意匠出願事務所の設立に関する連邦商業大臣命令（意匠出願事務所命令 - MASStV），BGBl.No.715/1990，は，改正法，BGBl.I No.81/2003 の施行によって失効する。ただし，前記改正法施行前に出願された意匠については，前記命令を引き続き適用する。

第 46a 条

(1) 出願日が改正法 BGBl.I No.81/2003 の施行前である意匠出願及び登録意匠については，前記改正法施行前に効力を有していた条文での第 1 条，第 2 条，第 3 条，第 12 条(1)，第 24 条，第 25 条，第 29 条及び第 44 条(3)を引き続き適用する。前記改正法の条文での第 2a 条及び第 23 条は前記の意匠出願及び登録意匠には適用しない。

(2) 改正法，BGBl.I No.81/2003，の施行前に開始された無効宣言についての庁の手續に関しては，前記改正法施行前に効力を有していた条文での第 23 条を引き続き適用する。

(3) 改正法，BGBl.I No.81/2003，の施行前に，前記改正法施行前に効力を有していた条文での第 4 条及び第 5 条を基にして，防止することができなかった行為に関しては，前記改正法第 4 条及び第 5 条に基づいて意匠から生じる権利は，前記改正法施行日より前にその行為を開始した者による当該行為の継続を防止する効力を有さない。

第 47 条

次に掲げる者が、本法の施行についての責任を有する。

1. 1970 年特許法第 49 条(4)に関連する本法第 25 条(2)，並びに 1970 年特許法第 148 条から第 154 条まで及び第 160 条に関連する本法第 34 条から第 38 条までに関して，連邦司法大臣
2. 1970 年特許法第 126 条に関連する本法第 26 条(2)，並びに 1970 年特許法第 74 条(2)及び(3)に関連する本法第 30 条(5)に関し，それが裁判官の任命に関する範囲において，連邦経済大臣及び連邦司法大臣
3. 本法第 43 条(1)に関して，連邦財務大臣との協議を条件として連邦経済大臣
4. 本法の上記以外の規定に対して，連邦経済大臣

第 48 条

意匠及びひな形の法的保護に関する，1998 年 10 月 13 日の欧州協議会及び理事会のガイドライン 98/71/EC，1988 年 10 月 28 日の ABI.No.L289，s.28 は，本法によって置換する。